

平成27年12月10日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成27年12月10日(木曜日)午前10時00分開会

出席委員(6名)

委員長	志子田吉晃君		
副委員長	鎌田礼二君		
委員	小野幸男君	香取嗣雄君	
	伊藤博章君	伊勢由典君	

欠席委員(なし)

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	神谷統君	市民総務部 政策調整監	佐藤修一君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤俊幸君	市民総務部危機管理監 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正信君
市民総務部 政策課長	川村淳君	市民総務部 財政課長	末永量太君
市民総務部 税務課長	小林正人君	市民総務部 市民安全課長	伊藤英史君
産業環境部 水産振興課長	並木新司君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
教育委員会教育長	高橋睦麿君	教育委員会 教育部長	菅原靖彦君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	渡辺常幸君	教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	本田幹枝君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局主幹	佐藤志津子君
議事調査係長	鈴木忠一君	議事調査係主事	片山太郎君

会議に付した事件

- 議案第 84 号 塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 85 号 塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 議案第 86 号 塩竈市個人番号カード利用条例
- 議案第 87 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防
団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第 88 号 塩竈市市税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 90 号 平成 27 年度塩竈市一般会計補正予算
- 議案第 93 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 94 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 95 号 財産の取得について
- 議案第 97 号 塩竈市と宮城県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関の事務
の委託について

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第84号塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例、議案第85号塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、議案第86号塩竈市個人番号カード利用条例、議案第87号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第88号塩竈市市税条例等の一部を改正する条例、議案第90号平成27年度塩竈市一般会計補正予算、議案第93号及び94号工事請負契約の締結について、議案第95号財産の取得について、議案第97号塩竈市と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託についての10件であります。

これより議事に入ります。

議案第84号ないし88号、第90号、第93号ないし95号、第97号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例外10カ件でございます。

各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長から提案理由のご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○志子田委員長 本田教育部生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 それでは、生涯学習課から定例会議案第84号塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料No.2、定例会議案及び資料No.5、定例会議案資料をご用意いたします。

初めに、資料No.2、4ページをお開きください。

今般の塩竈市生涯学習センター条例第1条第2項の表、ふれあいエスブ塩竈の項中、勤労青少年福祉法第15条第1項を削ろうとするものでございます。

提案理由といたしましては、勤労青少年福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、資料No.5、定例会議案資料7ページ、新旧対照表をごらんください。

今般の法律改正によりまして、勤労青少年福祉法第15条第1項の規定が削除されることに伴い、その改正に合わせ、現行の生涯学習センター条例ふれあいエスプ塩竈の根拠法のうち、勤労青少年福祉法第15条第1項の部分を削除するものでございます。

生涯学習課からは以上でございます。

○志子田委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 私からは、議案第85号塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号2をご用意いただければと思います。

定例会議案の5ページをお開きいただければと思います。

議案第85号塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づき、平成28年1月から本市の各種事務手続において、個人番号の利用等が行われますことから、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

条文は全6条で構成されてございまして、第1条に条例の趣旨を、第2条といたしまして用語の定義を、第3条に個人番号の利用等に関する市の責務を規定いたしております。

さらに、第4条には個人番号の利用範囲について定めますとともに、第5条に特定個人情報の提供をできる場合について規定するものでございます。

恐れ入りますが、資料の6ページないし7ページをお開きいただければと思います。

第6条として、規則への委任条項を定めますとともに、別表第1から別表第3におきまして、個人番号及び特定個人情報の利用、特定個人情報の提供ができる場合について規定するものでございます。

本条例の概要につきましては、議案資料にてご説明を申し上げたいと思います。

恐れ入りますが、議案資料番号5番、第4回市議会定例会議案資料をご準備いただければと思います。

議案資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、1の本条例の制定の趣旨につきましては、前段にご説明いたしましたとおり、番号法に基づき、平成28年1月から本市の各種事務手続において個人番号の利用及び特定個人情報の提供が始まってまいりますことから、その取り扱いについて必要な措置を講ずるため、

新たに条例を制定するものでございます。

2の本条例の主な内容についてでございます。（1）の個人番号の利用範囲についてでございますが、番号法は個人番号及び特定個人情報の不正利用などを防止するために、目的外の利用を制限してございます。その法律の第9条第2項において、法で定める事務及び法に基づいて地方公共団体が条例で定める事務で利用する場合だけに制限がなされているものでございます。

①の個人番号の独自利用事務につきましては、番号法の第9条第2項に基づき、地方公共団体が条例で定めることにより利用できる事務といたしまして、アに掲げてございます塩竈市母子父子家庭医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務など、3件の医療費助成事務の利用について規定するものでございます。

②といたしまして、特定個人情報を同一機関内で連携して利用する場合についてでございますが、アといたしまして前段①にてご説明いたしました3つの独自利用事務を、イといたしまして番号法の別表第1及び別表第2に定められている事務について、庁内連携による利用ができるよう規定する内容でございます。

次に、2の特定個人情報の提供についてでございます。番号法においては、他の地方公共団体への特定個人情報の提供は法の規定により行うことが可能となっておりますが、同一の地方公共団体の他の機関に提供する場合については、条例で定めることにより情報提供が可能となっております。これを踏まえまして、番号法別表2に掲げております学校保健安全法による医療費用の援助の事務に必要な特定個人情報の提供について、市長部局から教育委員会へ提供できる旨を規定したものでございます。

施行日につきましては、一部を除きまして平成28年1月1日といたすものでございます。

本条例の制定によりまして、番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供について適正かつ円滑に運用してまいりたいと考えてございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 市民安全課からは、議案第86号塩竈市個人番号カード利用条例についてご説明申し上げます。

資料番号2、定例会議案8ページ及び9ページの塩竈市個人番号カード利用条例と、資料番

号5、議案資料9ページの塩竈市個人番号カード利用条例についてをお開きください。

なお、説明につきましては議案資料9ページでご説明させていただきたいと思います。

まず、1の概要でございますが、マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月から希望者に対して交付する個人番号カードを証明書自動交付機で利用できるようにするため、新たな条例を制定するものでございます。証明書自動交付機については、下段の（参考）にも記載しておりますとおり、平成18年6月から運用を開始しておりまして、土日を含む午前8時から午後8時まで、住民基本台帳カードなどを利用して住民票等を交付する機械でございます。市民にとっての利便性の向上に役立っております。

戻りまして、上の2の条例についてをごらんください。

個人番号カードを自動交付機で利用するためには、市町村の条例で定めることが、いわゆる「番号法」第18条に規定されております。条例で規定する主な内容は、大きく3つございます。

まず、（1）の利用事務につきましては、第2条におきまして、個人番号カードで自動交付機から住民票の写し等を交付できる旨を規定いたしております。

（2）の利用手続につきましては、第3条におきまして、自動交付機で個人番号カードを利用するために必要となる手続を規定いたしております。

そして、（3）の住民基本台帳カード利用条例の廃止につきましては、個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードの交付が終了いたしますので、これまで住民基本台帳カード利用条例の廃止を附則の2で規定いたします。

ただし、住民基本台帳のカードにつきましては、今月まで交付されるカードが有効である限り、引き続き利用できる旨の経過措置を同附則の3で規定いたしております。

以上が条例で規定する主な内容でございます。

3の施行日につきましては、個人番号カードの交付が開始される平成28年1月1日といたしております。

なお、新たな条例本文につきましては、資料番号2、定例会議案8ページ及び9ページにお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第86号塩竈市個人番号カード利用条例に関する説明については以上です。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、続きまして議案第87号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号2、定例会議案及び資料番号5、定例会議案資料をご用意いただきたいと存じます。

まず、資料番号2の20ページをお開きいただきたいと存じます。資料番号2の20ページでございます。

この条例の提案理由といたしましては、記載のとおり、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴うものでございます。本年10月1日から共済年金と厚生年金が一元化されたことに伴いまして、地方公務員等共済組合法施行令などの関連する法律や政令の改正が行われたところでございます。本市の条例につきましても、根拠法令の名称や、政令等からの引用をする箇所について、政令の内容に合わせて整理しようとするものでございます。

なお、今回の法律や政令の改正は、年金制度の一元化後においても従前の補償内容を維持する目的で行われてもおりまして、本市の制度についても同様に従前の補償内容を維持しようとするものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、具体的には資料番号5の10ページ、新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。資料番号5の10ページでございます。

まず、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例でございます。こちらは、附則第5条第1項並びに第2項の表が改められるところでございます。この附則第5条では、本市の条例による補償とあわせて、ほかの障害年金や休業補償等を受ける場合などの支給額の調整率を定めております。

10ページの下の方から始まります第1項の表をごらんいただきたいと存じます。

左の欄、改正案の初めの項目を見ていただきますと、これまでは厚生年金保険法というのが引用条文だった項目が、厚生年金保険法による障害厚生年金または被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律と、非常に長い法律名称になりますが、いわゆる「一元化法」に変更されるもので、ほかの項目でも同様の変更がなされるところでございます。

また、この改正案とその右の欄、現行の初めの項目を比較していただきますと、率が異なっ

ているところがございますが、これは引用元となります政令におきまして、項目の記載の順番が変更されたことから、本市の表もあわせて改正しようとするもので、このことから表の全てにわたって改正を示すアンダーラインをしているところがございます。このように、引用元となる法律の名前と記載の順番が変わったということがございます、項目は全てこれまで同様に網羅されているということをご理解いただければと存じます。

次に、同じ資料の14ページをお開きいただきたいと存じます。14ページでございます。

中段から始まります塩竈市消防団員等公務災害補償条例でございますが、先ほどと同様に本市の条例による補償とあわせて、ほかの障害年金等を受給する場合などの支給額の調整を定めております。この附則第5条について、年金制度の一元化に伴う政令の改正に基づいて、文言の整理と表の内容の整理を行うものでございます。

こちらの改正の特徴といたしましては15ページのほう、15ページの左欄、上のところに1傷病補償年金といたしまして、その次に括弧書きで第18条の2に規定する公務上の災害とございますが、これは特殊公務災害と呼ばれるものでございまして、火災や地震、津波の現場のような、よりけがや事故のリスクの高い公務に従事している際に受けた災害ということでございまして、一元化前の共済年金時代には支給額が上乘せをされていたところがございます。

今般、一元化によりまして、法律側でこの上乘せに係る条文がなくなったということになりまして、この特殊公務災害部分についても従前の補償内容を維持するために、政令において新たに規定をされたところがございます。したがって、本市でも附則の第5条の第1項から第3項までを制令に倣って改めようとするものでございます。

次に、飛んでいただきまして24ページにお進みをいただきたいと思います。

24ページ中段、第5項、それから下段、第6項では、休業補償とほかの年金をあわせて受給する場合の支給率を政令に倣って改正をするものでございます。いずれの場合も冒頭で申し上げましたとおり、法定等に基づきまして、従来の補償内容を維持するための改正となりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。議案第87号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 それでは、私のほうからは議案第88号塩竈市市税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

資料No.2の定例会議案並びに資料No.5の定例会議案資料をご用意いたします。

定例会議案の2の21ページ及び資料番号5の36ページ目をお開き願います。

まず、資料No.2の塩竈市市税条例等の一部を改正する条例でございますが、提案理由としましては、地方税法等の一部の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、資料番号5の36ページ目でご説明させていただきます。

まず、1の概要につきましては、平成27年度税制改正におきまして地方税法の一部が改正され、これまで地方税法に規定されておりました猶予制度について、条例で規定する事項となったため、所要の改正を行うとともに、その他文言の整理を行うものでございます。

2の改正の内容につきましては、今回の猶予制度の改正は平成26年度税制改正により国税が行いました改正内容を踏まえたもので、一定の事項につきまして各地域の実情に応じ、条例で定めることになりました。

なお、本市の条例を定めるに当たりまして、改正後の猶予制度で納税者または滞納者が複数の自治体で猶予制度の適用を受けようとする場合、本人の事情が変わらないにもかかわらず、同一の取り扱いが受けられない場合や、そのことに対し地域の実情の違いという理由では合理的な説明ができない場合が生じるため、これまで二市三町や県内13市と調整を行ってまいりました。その結果、国税の基準を緩和する、または強化する特別な事情がないことから、他市町と同様に国税の基準に準拠する改正を考えているところでございます。

下の表をごらんいただきたいと思っております。

この表は、今回条例で規定する主な内容でございます。規定する内容は、大きく3点ございます。表上段の納税者の申請による徴収猶予につきましては、要件といたしまして、災害、盗難、病気など、事業の休廃止などにより一時に納付、または納付することができない場合、手続等を規定するもので、大きな変更点としましては、この制度を利用する場合、基本的に担保が必要となりますが、これまで猶予金額が50万円以下の場合には不要とされておりました。これを国税基準と同様に、猶予金額が100万円以下の場合、猶予期間が3カ月以内の場合には不要と規定させていただきます。

また、あわせて申請書の記載事項、添付書類、訂正期間、分割納付の方法などを規定するものでございます。

次に、表中段の職権による換価の猶予につきまして、要件といたしまして、納税について誠実な意思を有する方で、換価することにより事業継続、生活維持困難となるおそれがある場

合などに適用するもので、規定する内容としては上段の徴収猶予と同様の内容となっております。

次に、表下段の納税者の申請による換価の猶予につきましては、この制度はこれまで職権でしか認められていなかった換価の猶予を新たに納税者から申請ができるように規定されるものでございます。要件としましては、一時に納付することにより事業継続、生活維持困難となるおそれがあり、ほかに市税に滞納がある場合を除き、納税について誠実な意思を有している方となっております。主な内容につきましては、上段の徴収猶予と同様の内容となっておりますが、さらに申請期間が納期限から6カ月以内の申請となっております。

3の施行日につきましては来年の4月1日、2条につきましては規定の公布の規定は公布の日となっております。

なお、同じ資料番号5の26ページ目から35ページまでに、塩竈市市税条例の一部改正の新旧対照表を記載しております。あわせて、先ほどご用意いただいた資料No.2の21ページから25ページにつきましては、塩竈市市税条例の一部を改正する条例案をお示ししてございますので、ご参照願います。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。税務課からは以上となります。

○志子田委員長 鈴木選挙管理委員会事務局長。

○鈴木市民総務部危機管理監兼選挙管理委員会事務局長 私からは、議案第90号一般会計補正予算のうち、選挙管理委員会に係る部分につきまして説明をさせていただきます。説明の都合上、資料No.3、平成27年度塩竈市一般会計補正予算書及び資料No.4、平成27年度塩竈市一般会計補正予算説明書並びに資料No.5、第4回市議会定例会議案資料をご用意願います。

まず、事業の概要を説明させていただきますので、資料No.5のほうをご用意願います。

資料No.5の55ページをお開き願います。

選挙システム等の改修についてでございます。1の概要でございます。平成27年6月19日に公布されました公職選挙法改正によります選挙権年齢の引き下げ及び現在国会で継続審議となっておりますが、1月召集の国会で可決成立する見込みでございます選挙人名簿制度の見直しに対応するため、選挙システムの改修を行うものでございます。

2の公職選挙法の主な改正点でございます。1の選挙権年齢の引き下げにつきましては、選挙権年齢が満20歳以上から18歳以上に引き下げられることとなります。この法改正につきましては、平成28年6月19日以降に公示される国政選挙から適用されるため、平成28年7月に

執行される参議院議員通常選挙から適用される見込みとなっております。

(2) の選挙人名簿登録制度の見直しにつきまして、これは選挙人名簿の定時登録の関係から、旧住所地におきまして住民基本台帳に3カ月以上登録されていた方が定時登録時に登録されないまま現住所地に転出し、住民基本台帳の登録が3カ月未満の場合、選挙人名簿に登録されておりませんでした。今回の見直しによりまして、この場合、旧住所地での選挙人名簿に登録されることになる予定でございます。

3のシステム改修の概要でございます。選挙権年齢引き下げ及び選挙人名簿登録制度の見直しのどちらも選挙システム、人口統計システム、期日前投票システムの改修がそれぞれ必要となっております。

56ページをお開き願います。

4の事業費及び財源内訳でございます。1の選挙権年齢引き下げの対応の選挙システム等改修業務委託費といたしまして事業費は92万4,000円、うち国庫補助が2分の1の46万1,000円、一般財源が46万3,000円を計上させていただくものでございます。

2の選挙人名簿登録制度見直し対応の選挙システム等改修業務委託費につきましては、国会が通り次第速やかに対応してまいるため、平成28年度における債務負担限度額として200万円を計上させていただくものでございます。

5の今後の予定でございます。補正予算をお認めいただきましたら、1月に選挙システム等改修業務委託契約を締結し、選挙権年齢引き下げ分の補助申請を行いまして、3月までに選挙権年齢引き下げ分の業務を完了、5月までには選挙人名簿登録制度見直し分の業務を完了させる見込みとなっております。

続きまして、資料No.4をご用意願います。

資料No.4の7ないし8ページをお開き願います。

まず、歳出のほうからご説明させていただきます。2款4項1目選挙管理委員会費に電算業務委託料として92万4,000円を計上させていただいてございます。

同じ資料の3ないし4ページをごらんいただきます。

歳入のほうでございます。14款3項1目総務費委託金のほうに、選挙人名簿システム改修費補助金といたしまして、46万1,000円を計上させていただいております。

次に、資料No.3をご用意願います。

資料No.3の4ページをお開き願います。

第2表に債務負担行為補正といたしまして、選挙システム等改修業務委託、選挙人名簿登録制度見直し対応といたしまして、限度額200万円を計上させていただいております。

選挙管理委員会事務局からは以上となりますけれども、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 同じく一般会計補正予算のうち、教育総務課所管分についてご説明申し上げます。

まず、資料No.5の60ページをお開きください。

学校敷地内の樹木伐採についてでございます。これは、今回の倒木事故を受けまして、職員による伐採が困難で、倒木の危険性がある学校敷地内の樹木につきまして、専門業者に伐採を委託しようとするものでございます。

事業箇所でございますが、第二小学校9本、玉川中学校21本、第二中学校8本、丸で囲んでいる区域の計38本を伐採する予定でございます。

予算についてでございます。資料No.4の15、16ページをお開きください。

歳出についてでございます。第10款教育費2項1目小学校管理費委託料として156万2,000円、同じく10款3項1目中学校管理費として委託料129万8,000円、計286万円を伐採委託料として計上するものでございます。

なお、財源内訳につきましては一般財源となっております。

教育総務課のほうからは以上でございます。

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 同じく生涯学習課所管の部分につきましてご説明を申し上げます。

議案第90号平成27年度塩竈市一般会計補正予算につきましてでございます。

今回、減額補正しようとする予算につきましてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、資料番号4、補正予算説明書及び資料番号5、第4回市議会定例会議案資料をご用意いたします。

説明の都合上、まず歳出からご説明申し上げます。

資料番号4の15ないし16ページをお開きください。

第10款教育費4項社会教育費1目の補正額としまして、4,917万2,000円の減額をしようとする

るものでございます。

内訳につきまして、16ページをごらんください。

埋蔵文化財発掘調査事業費としまして、旅費、需用費、発掘調査支援費委託料として4,800万円の計4,917万2,000円の歳出を減額補正計上しようとするものでございます。

続いて、歳入でございます。

同じ資料の3ページないし4ページをお開きください。

歳出の減額に伴いまして、3ページ下段の表、第15款県支出金第3項委託金4目教育費委託金2節社会教育費委託金4,917万2,000円、塩釜海岸朴島海岸埋蔵文化財本調査業務委託金を同額減額しようとするものでございます。

続きまして、減額理由につきましてご説明申し上げたいと存じますので、恐れ入りますが、資料番号5の61ページをお開きください。資料番号5でございます。

防潮堤復旧工事事業に伴う埋蔵文化財発掘調査につきましてでございます。

まず、試掘調査の実施概要についてでございますが、平成26年1月、仙台土木事務所から防潮堤復旧工事を実施したい旨の申し出がありました。施工箇所は埋蔵文化財包蔵地であるため、県文化財保護課立ち会いのもと、発掘調査を行いましたところ、約1.5メートル掘削した地層から製塩土器片が見つかりました。

平成27年2月、防潮堤復旧工事は地盤改良等を伴う工事であり、埋蔵文化財が破壊されるおそれがある旨を県教育委員会に進達しましたところ、工事着手前に本調査をするようにと通知がありました。このことを受け、本調査に要する費用を平成27年6月定例会に補正予算としてお認めいただいたところでございます。

次に、本調査範囲確定のための発掘予備調査の実施についてでございますが、発掘予備調査の実施内容でございますけれども、ことし7月、本調査を行う範囲を確定するための発掘調査を行いました。当該発掘は、広大な発掘調査対象箇所において、効率的な調査を実施するために行ったものでございまして、県文化財保護課協力のもと、下記により実施したものでございます。

試掘調査の結果を踏まえて、遺物包含層が存在する可能性が認められる箇所を掘削しました。上記箇所を防潮堤の復旧工事に伴う深度で掘削いたしました。上記掘削により排出された土について、遺物包含の有無や堆積状況を確認いたしました。

以上の調査の結果、遺構や製塩土器片の遺物は見つかりませんでした。

続いて、発掘予備調査の結果を踏まえた県文化財保護課との協議でございますが、上記発掘で遺物が見つからなかったことを踏まえまして、防潮堤復旧工事と朴島北貝塚のかかわりについて、県文化財保護課と協議をいたしました。

当該協議におきまして、防潮堤復旧事業施工箇所にある地層は、破碎した貝などを含む混貝土層でありまして、遺構や遺物を包含する地層が存在する可能性は極めて低いこと、土の堆積状況から、試掘調査で見つかった製塩土器片は周囲の丘陵地帯からの流れ込みであると考えられることでございます。

最後に、発掘調査の実施見送りについてでございます。これらの経過を踏まえ、県文化財保護課と協議の上、防潮堤復旧工事による埋蔵文化財への影響はないと判断し、県教育委員会宛て、確認調査の結果を提出し、本調査を行わないことを報告しました。

生涯学習課からは以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、議案第90号塩竈市一般会計補正予算につきまして、財政課所管分を説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.4の補正予算説明書、5ページ、6ページをお開き願います。資料No.4の5ページ、6ページでございます。

歳入の18款繰入金第1項第1目財政調整基金繰入金につきましては、2,228万円の減額補正でございます。これは、決算整理のための減額補正予算のうち、財政調整基金を一般財源として予算化しておりました老人保護措置費、児童扶養手当事業費、放課後児童クラブ運営事業費及び海岸地区震災復興市街地再開発事業が減額となりますことから、それに伴いまして減額補正をするものでございます。

また、19款繰越金の1項1目繰越金につきましては、3,489万3,000円の増額補正でございます。これは、前年度繰越金の一部を財源といたしまして、今回の補正予算の所要一般財源として計上するものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、資料No.3をお開きください。資料No.3の4ページでございます。補正予算議案の資料No.3の4ページでございます。

ページ上段の表、第2表、債務負担行為補正の1項目め、マイクロバス管理業務委託（平成27年度）でございますが、期間は平成28年度、限度額が250万円の新規計上でございます。

現在、市の主催行事や市民の公共的活動を推進するため、財政課所管でマイクロバスの管理

運転業務を行っているところでございますが、アウトソーシングの一環といたしまして、平成28年度から外部委託を行いたいと考えております。請負業者の人員確保の時間の兼ね合いもございますことから、今議会におきまして債務負担行為を設定させていただき、年度内契約を進めたいというふうに考えておるところでございます。

補正予算に係ります説明は以上でございます。

続きまして、議案第93号及び第94号の工事請負契約の締結についてご説明いたします。

まず、資料No.2と資料No.5の資料で説明いたします。

まずは、資料No.2の塩竈市議会定例会議案の28ページをお開き願います。資料No.2の28ページでございます。

まず、議案第93号であります。1の工事名は23年災 第9209号外6件寒風沢漁港防潮堤等災害復旧工事であります。この工事は、平成27年度当初予算及び6月補正予算における債務負担行為に基づきまして実施いたします寒風沢漁港の災害復旧工事であります。

2の工事概要につきましては、後ほど資料No.5を使いまして、他の案件とあわせて一括してご説明いたします。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行っておりまして、去る10月1日に公告を行いましたところ、1社から参加申し込みがあり、10月30日に入札を執行した結果、株式会社橋本店が18億7,704万円で落札し、11月11日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は100%となっております。

次に、議案第94号であります。29ページをごらんください。

1の工事名は、27-復・交 藤倉二号雨水幹線築造その2工事であります。この工事は、第11回配分の東日本大震災復興交付金を受け、平成27年度6月補正予算及び債務負担行為に基づきまして実施いたします藤倉地区におけます下水道事業の雨水幹線築造工事であります。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行っておりまして、去る10月28日に公告を行いましたところ、4社から参加申し込みがあり、11月20日に入札を執行した結果、ライト工業株式会社東北統括支店が4億6,332万円で落札し、11月26日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は85.61%となっております。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.5の62ページをお開きください。資料No.5の62ページでございます。

まず、議案第93号であります。この工事は寒風沢漁港におけます物揚げ場、護岸、階段式

物揚げ場、漁港道路、防潮堤、防波堤の災害復旧工事でありまして、この62ページは工事箇所全体の平面図でございます。赤く塗られている箇所が今回の施工箇所となっております。そのほか、黒く塗られている部分は既に工事を施工した箇所、青色が今後発注予定の箇所、黄色の部分が別の事業で工事を行う箇所となっております。また、図面の丸数字につきましては、次のページ以降の断面図と一致しておるものでございます。

大きな特徴点につきましては、本定例会の初日、議案の説明において産業環境部長から説明がございましたとおり、図の中央の引き出し線が下に延びておるところでございますが、北側、向かって右側になりますけれども、T.P. 3.3メートルの防潮堤、反対の南側がT.P. 4.3メートルの防潮堤となり、間のすりつけ区間18.4メートルが設けられております。区域の北側と南側で防潮堤の高さが異なっているということでございます。

恐れ入りますが、63ページをお開きください。

ページ上段①、②につきましては、マイナス2メートル物揚げ場の断面図であります。施工位置により破損の程度や、もともとの構造が異なりますことから、その構造に沿った設計を行っております。下段③はマイナス1メートル物揚げ場、④は護岸の断面図でございます。

次のページ、64ページをお開きください。

上段の⑤、⑤'につきましては、階段式物揚げ場でございます。海側からの真正面から見た図となります。左右の部分が階段状になっているのがごらんいただけるかと思えます。次の⑥、⑦、⑧につきましては、工事箇所全体にわたって延びております漁港道路の各箇所における断面図でございます。

最後に、65ページをお開きください。

上段の⑨、⑩につきましては、防潮堤の断面図でございます。⑨がT.P. 3.3メートル、⑩がT.P. 4.3メートルの高さとなっております。下段の左側の⑪につきましては、先ほど大きな特徴点として申し上げました防潮堤のすりつけ区間に係る断面図となっております。また、右側の⑫につきましては防波堤の断面図でございます。議案第93号につきましては以上でございます。

次に、議案第94号であります。67ページをお開き願ってください。

この工事は、藤倉地区におけます雨水幹線築造工事でありまして、ページ上段は施工箇所全体をあらわす平面図、下段には横断面図をお示ししております。

左上の工事概要をごらんいただきたいのですが、まず管路施設工でありまして、延長は

455.7メートル、施工場所の地質、施工範囲及び経済性により4つの工法によりまして整備するものであります。

また、平面図の黒の太線の箇所が今回の施工箇所でありまして、白い部分は発注済み箇所であります。平面図の右側にあります①及び②の施工箇所は、区画整理区域内と一部藤倉1丁目地区の区間でありまして、軟弱地盤に対応するため、延長206.3メートルを推進工法によりまして整備するものであります。

図の左側、上流部になりますが、③は地盤対策と地下水対策としまして、延長141.4メートルを沈埋工法により整備いたします。また、④につきましては地盤が安定しておりますことから、延長108.0メートルを土どめ開削工法により整備するものであります。

左下の横断図につきましてはA、A'で口径1,350ミリメートルの雨水管を、右下の横断図では口径1,500ミリメートルの雨水管を整備するものであります。管路施設工のほか、組み立て式人工工が7カ所及び附帯工がございます。

最後になりますが、議案第95号の財産の取得についてご説明いたします。

まずは、資料No.2の塩竈市定例会議案を使いまして概要を説明させていただき、後に資料No.5の議案資料で詳細につきまして説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.2の30ページをお開きください。資料No.2の30ページでございます。

この案件は、桂島地区におけます災害公営住宅の第2期の建設に当たり、独立行政法人都市再生機構に建設を依頼して整備を進めるため、平成24年2月に基本協定を締結し、調査設計、基本設計、実施設計、そして建設工事を進めてきたところでございます。平成27年11月24日に取得金額が確定し、翌11月25日をもって譲渡仮契約を締結いたしましたので、その取得について本議会にお諮りするものであります。

まず、1の財産の種類であります。建物につきましては3号棟、木造平屋建ての長屋3戸及び集会所、4号棟、5号棟の木造平屋建ての戸建て各1戸、合計5戸を取得しようとするものであります。

2の取得金額につきましては1億9,854万1,800円であります。

では、恐れ入りますが、資料No.5の69ページをお開き願います。資料No.5の69ページでございます。

図の左側中段に先ほどの議案と同じ表を記載しておりまして、号棟番号が配置図兼平面図と一致しております。この図からもおわかりいただけますとおり、南側には3号棟としまして

2DK3戸と集会所の長屋がございまして、その北側には4号棟、5号棟の戸建てが配置されております。集会所を含めました建物の床面積は、合計で381.72平米となっております。

災害公営住宅の特徴といたしましては、高齢者への配慮といたしまして、玄関までの全戸スロープ化いたしました。また、引き戸の採用、浴室への段差解消のほか、島民の皆様のご要望を受けまして、神棚等も設置しております。

次のページ、70ページをお開き願います。

取得金額の内訳をお示ししております。取得金額合計は1億9,854万1,800円でございますが、その内訳は下段の表のとおりとなっておりますので、ご参照願います。

財政課からの説明は以上であります。

○志子田委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、議案第97号塩竈市と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託についてご説明を申し上げます。

恐れ入ります、資料番号2、定例会議案と資料番号5、議案資料でご説明申し上げます。

まず、資料番号2、定例会議案の32ページをごらんいただきたいと存じます。資料番号2の32ページでございます。

本議案は、提案理由にございますとおり、行政不服審査法の改正に伴い、同法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく協議を宮城県との間で行うに当たりまして、議会の議決をいたごうとするものでございます。

次に、今回の事務の委託の背景となります行政不服審査法の改正内容と、委託する事務の内容についてご説明させていただきます。

資料番号5、定例会議案資料の84ページをお開きいただきたいと存じます。資料番号5の84ページでございます。

法律に基づいて行政庁によって行われます許可や決定などに不服がある場合は、ほかに法律の定めがある場合を除いては、行政不服審査法によって申し立てなどを行うことができますが、この行政不服審査法は昭和37年に施行されて以来、今日まで本格的な改正は行われておりませんでした。

今回、84ページの頭の部分にございますように、不服申し立て体系の見直しや公正性、利便性の向上、救済手段の充実拡大を図る目的で同法が改正されまして、28年4月1日から施行されることとなったところでございます。

1のこの行政不服審査法の主な改正点について、かいつまんでご説明申し上げます。

(1)の不服申し立て体系の見直しといたしましては、申し立ての種類が原則として審査請求に一元化されることや、訴訟の提起に関する規定が見直されてございます。

(2)の公正性の向上といたしましては、審査庁内への審理員制度の導入、そして本議案で委託しよういたします下線を引いております審査庁の判断の妥当性をチェックします行政不服審査会等の第三者機関への諮問手続が設けられるなどの見直しが見直されております。

そのほか、(3)の利便性の向上といたしましては審査請求期間の延長など、また(4)の救済手段の充実拡大としましては、不服申し立てが認められた場合、裁決時に合わせて審査庁が直接処分を取り消すことができる審査認容処分が可能となるなどの改正がなされるところでございます。

次に、2の事務の委託についてですが、本市では行政不服審査法に基づく審査請求等がほとんどないような状況でございますことから、今回の法改正で規定されました第三者機関を本市単独で設置、常設することが、費用やあるいは事務処理の面から非効率であること、その一方で審査請求があつてから設置をするのでは、審査の迅速性を欠くことなどが想定されま

す。

また、本市の自治体規模として、第三者機関の委員として想定されます弁護士などの専門家の確保が難しいことに加えまして、審査担当と第三者機関の事務局となります担当を別の部署で設けることが望ましいという国の指針、これには市の組織的に対応するのが困難ということが想定されるところでございます。一方、県に事務をお願いすることで組織体制の整備や、第三者機関として、より客観性の高い判断が期待できるということで、この事務を宮城県に委託しようとするものでございます。

次に、85ページにお進みいただきたいと思ひます。

この法改正を受けまして、本市での審査がどのように変更になるか、図で説明させていただきます。左側が現行の制度となります。左下にございます審査請求人から申し立てがあつた場合、審査庁となります市長のもとで請求人や担当課からの主張、あるいは資料に基づいて裁決または決定を行つておつたところでございます。これが、改正後は右の制度に変わるということになります。

まず、審査の請求に備えまして、真ん中にあります審査庁であります市長が、あらかじめ市の内部に審理員を指名することになります。審理員は、もともとこの処分に関与していない

などの排斥事由が設けられることとなります。

次に、審査請求がありました場合は、まず審理員が審理を行いまして、市長に意見書を提出します。その後、市長は一番上にございます行政不服審査会等の第三者機関に意見書の内容を諮問し、答申を受けた上で裁決を行うということとなります。この行政不服審査会等の第三者機関の事務を今回宮城県に委託しようとするものでございます。

4の今後のスケジュールといたしましては、これまで宮城県との事前協議を行ってまいりましたが、本定例会でお認めいただければ、直ちに宮城県に文書をもつての協議を行い、2月には本市での関係条例等の整理を行いたいと考えております。

一方、県では本市からの協議に基づきまして、3月には県議会で事務委託についての議案の議決を受けた後、告示と総務大臣への届け出を行いまして、4月から県、市ともに新しい体制での事務執行が開始されるということとなります。

最後に、資料番号2の33ページをごらんいただきたいと思ひます。資料番号2の33ページでございます。

県に協議する起案の案の内容についてご説明申し上げます。第1条では委託する事務の内容、第2条では、第三者機関は県の組織となりますので、県の条例等に基づき運営されることの確認、第3条では費用負担について定めておるところでございます。

以上、議案第97号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○志子田委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。鎌田委員。

○鎌田委員 では、この資料5番ですか、これだけ使って質問をさせていただきます。

まず、学校敷地内の樹木の伐採について、60ページですけれども、総括質疑でも聞いているのであれですが、その後の伐採をした場合の、いわゆるその部分が空白地になるわけですけれども、新たな樹木を植えるとか、苗を植えるとか、そういうことはやられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回の伐採についてでございますが、基本的には搬出処分を行って、その地にそのかわりの苗木を植えるというようなことまでは今回は考えておりません。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 例えば、私は詳しいのはこの第二小学校になるんですが、これ松関係だと思うんですが、結構立派な松があって、集会所や何やらのすぐそばの部分はちょっと問題として、離れている部分は伐採する必要もないのかなと、9本ですから、ほとんどあの辺の大きいやつがみんな入ってしまうのかなと、これ思うんですが、そうなんですかね。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回の伐採は、あくまでちょっと倒木のおそれのある木を対象ということで、緊急的に行わさせていただいた一応措置でございまして、今議員おっしゃられたように、樹木森林には当然いろいろ、例えば降雨時の保水機能の役割とか、いろいろなものがございまして、今回の専門業者による伐採は、ことしだけではなくて来年以降も、できれば年に1回程度予定していきたいと考えておりますので、そういったちょっと専門の業者のアドバイスも受けながら、今出たような意見も場合によっては対応させていただきたいというように考えております。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、次に移ります。

次は、寒風沢の防潮堤関係ですか、62ページになりますが、その中の65ページ、この⑫の部分、これは既設のところにもう継ぎ足すというか、かさ上げするというか、という体制なんですが、もとの体制でつくってある護岸というか、基礎というか、その部分に上に足すのであれば、下もある程度の補強やら何やら必要ではないのかなという素人的考えがあるんですが、強度的な問題やら何やらは何ら問題ないのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 水産振興課から回答申し上げます。

ここの⑫の部分は、62ページの平面図で申し上げますと、一番表の左端の9210号のところに書いてある部分になります。防波堤というような形の部分でございます。ここの部分につきましては、十分現在の部分の強度を検討しまして、上にコンクリートのかさ上げをすることでも、十分に対応できるという形で設計のほう組ませていただいております。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ただ乗っけるだけではないだろうし、大丈夫なのかなとは思いますが、はい、わかりました。それで、この工事の全体の工事の契約ですけれども、先ほど説明があつて、1社だけ応募で、そして落札率が100%と。いや、これ、こんなのあるのかなという思いがあるんですが、ちょっともう少し詳しくといたしますか、お聞きしたいなと思います。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

寒風沢漁港防潮堤等災害復旧工事、落札率の件でございます。初日のほうでも市長からの答弁でもございましたとおり、透明性確保ということで、これは一般競争入札で実施しております。実際に、ふたをあけてみたら結果的にその100%ということで、担当者含めて実は驚いているというのが正直なところでございます。

今回のこの入札でございますけれども、一般的な流れとしまして、100%という落札率になった理由なんでございますけれども、担当としてちょっといろいろ考えたところをちょっとご説明させていただきたいと思うんですが、現在その事業者、我々入札を算定する場合には、設計図書をまず作成します。図面と金抜設計書から構成されるものでございますけれども、それに伴って積算に必要な項目として、もちろんその工事の規格ですとか条件、単位、数量等が記載されておるものでございます。これをもとに、市販の積算ソフトを用いて入札金額を算定するということになりますので、当然その業者さんのほうも、そのソフトを使って計算をして、たまたまもしかしたら一致したのかなと。市販のその積算ソフトというのは、非常に何か精度が高いらしくて、かつ単価とか歩掛も全て公表されているということから、可能性としてはあり得ることなのかなというふうなのが、まず1つ推測しているところです。

あとは、実際に今入札が終わった後に各地方公共団体、本市もそうですけれども、事後公表しております。その中で、例えば単価とか、こういった工事の金額等の積算根拠とか、そういったものというのは当然その業者さんのほうも勉強されていて、そういったことから大分精度的には高まってきているのかなというような部分もございます。そういったこともひっくるめて、本当に偶然一致したというのが現状でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まず、この図の62ページになりますが、例えばちょっとしたこの栈橋部分のこの部分だけとか、こっちの防波堤部分とか、あと荷揚げ部分とかと、ある程度限られるのであれ

ば、先ほど言ったような論理は成り立つかなというふうに思うんですが、これだけの複雑と今は、いろいろなタイプが込み合っているこの工事で、そういう説明で何か、何か納得できないなというふうな思いがあるんですね。

それから、もう一つは、1社の応募でも競争なんですかね。1人で走ったりするのは競争とは言えないと私は思うんですが、そういう競争入札の成立としては1社でもいいと、今まではそういうのもありましたが、通常は競争入札、競争ということは、対比するものがあるのではないかと、競争するものがね。ない状態で競争入札とは言いがたいところがあるのではないかと、それでもやっぱり正式な入札なのかという素朴な疑問ですけれども、その辺をちょっとお願いします。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 一般競争入札の考えとしては、前段その公告をして、要はその条件に合致した事業者は自由に参加することができると、結果的にそこに参集して札を入れるというのは当然業者側の自由でございますので、最終的にその入札の日に1社だけが来ていたということで、それ以外でもし公告を見て、いや、うちはいいやというふうな団体があるんだとしたら、その団体は要は放棄したというふうに考えるだけの話かと思えます。

つまり、一般競争入札としてやるとして決めて、公告をして広く公告をした、結果として1社だけが札を入れたというただの結果でございます。入札は入札で当然成立するものというふうに考えております。

以上です。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いわゆる条件を出して公告した時点で、もう競争が始まっていると、もう応募しないということは、その中で競争が成り立っていて、脱落しているというか、負けているということですね、応募していないのは。そういう解釈かなと思うんですが、1つ目の質問の中の算定ですけれども、やはり先ほど言ったように、これだけ込み合っているんですから、かなり複雑な、そういったソフトを使ったとしても、何か納得できないなという。1つの限られた場所で、1つの工法でポンとやってしまうというような状況であればそういったことも、そうだろうななんて思うんですが、この防潮堤もあるよね。この荷揚げもある、かき上げもある、そういったところでの状況としては、やっぱり何ら問題ない話なんではないでしょうか。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私から、若干予定価格を定める手続についてお話をさせていただければと思います。

担当から、設計金額というのが上がってまいります。金額によりまして、それぞれ予定価格を調整します。こういった93号といったような金額の場合は、当然私が予定価格を調整するということになります。予定価格を作成する場合は、私も部屋の扉を閉めて、ほかの職員は一切入れないという中で予定価格を調整をさせていただいておりますし、なおかつ予定価格については直ちにその場で封印をいたしまして、私は判こを2つ押します。それをあけられるのは、入札当日だけであります。したがって、設計額をそのまま予定価格ということではないということをまずご理解いただければと思っております。

我々が予定価格を調整させていただく基準というのは法律で決まっておりますので、その法律に従って手続をさせていただいていると思っておりますし、今申し上げましたように、私自身も厳重に守秘義務を果たしてきているつもりであります。

ただ、再三申し上げます。結果として、今回私が最終的に調整した予定価格と同一であったということでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、算定したやつを市長が調整をするということだと思んですが、調整しなかったら、もしかしたらずれているのかもしれないし、偶然的にね。調整というのは、やっぱり必要なことなんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいと思っております。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 法律で、予定価格を作成する者が決まっています。それで、今回の場合は私がそれに該当しますので、予定価格を作成しました。今、委員のご質問は、設計額と同額ではないのかというご質問であったかと思っております。同額とする場合もございます。

ただ、現場の作業条件でありますとか、あるいは工事の難易度、そういったものを総合的に勘案しまして、本当に若干程度の査定をさせていただいております。国におきましては、歩切りというのは厳に慎むように、過去には例えば5%引き下げるとか3%切ると、そういうのを歩切りと言うんだそうではありますが、過去には我々もやったことがございます。

ただし、落札者と発注者の公平性ということで、今総務省等からは歩切りをやめなさいというような通知が出されておりますので、許された範囲内でそのようなことをさせていただいているということでもあります。よろしく申し上げます。

○志子田委員長 ほかにはご発言ありませんか。伊勢委員。

○伊勢委員 では、ちょっと関連してお聞きをしたいと思います。

入札の関係は鎌田委員からお話がありましたので、62ページのところの図面でいうと右端のところ、物揚げ場と言われているところ、これは総括のところでお聞きしたら、まだ島民からの引き下げについて、まだ反映していないというか、そんなふうなお話、回答だったと思いますが、そうするとその物揚げ場の関係は、今後どのような整理の仕方をしていくのか、お聞きしたいと思います。

○志子田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 物揚げ場につきましては、総括質疑のいただいたときに市長からもお答えいたしましたとおり、この工事の契約案件をお認めいただいた後になりますが、浦戸の寒風沢の漁港の使用する皆さんと、どこの位置でどの程度の引き下げをという部分、施工箇所、きちんと特定をした上で、今後施工業者等とも協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、この図面でいうと、6のところということなんですか。⑥なのか、ちょっとその辺の説明だけ、お願いします。

○志子田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 マイナス2メートル物揚げ場になりますので、この⑥のあたりの部分とか①、②のあたり、ここの黒く塗り潰している丁字形の、ここが浮き栈橋になりますが、浮き栈橋から右側のL字になっている部分、そこがマイナス2メートル物揚げ場の部分になります。ですから、その中の、範囲的には285メートルの延長ございますので、その中のどこの位置でいうところを調整をさせていただきたいと考えておりました。

以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。今回、例えば一応契約案件を正式に議決をすると、そういう落札が、仮契約が行われた中で、そういう額を引き下げていくということは、その落札された金額との関係で、どのような整理の仕方になるのかなと、ちょっとよくわからないので、その辺だけ教えてください。

○志子田委員長 並木水産振興課長。

○並木産業環境部水産振興課長 その部分の変更契約という部分も発生するかと思いますので、十分な協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。その際、またよろしくお願いをしたいと思います。

あと、ちょっとわからないところがあるので教えていただきたいと思いますが、埋蔵文化財ですか、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが。61ページのところ、資料番号5。減額というのはわかるわけですが、ちなみにこういった埋蔵文化財というのは、ああいう浦戸の島々のほうではどのぐらいの箇所ぐらいがあるのか、ちょっと私もそこら辺のところ、よくわからないので教えていただきたいのと、例えば試掘といいますか、そのやり方について、ちょっと確認をさせていただきたいと、仮に今後見つかった場合、どのような方法の手法で埋蔵文化財などを調査するのか、その辺だけちょっと確認させてください。

○志子田委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 それでは、お答え申し上げます。

浦戸諸島につきましての正確な埋蔵文化財の包蔵地、包含地というところにつきましては、ちょっと手元に申しわけございません、資料がなくて、後でご回答申し上げたいと思うんですが、あらかじめ県のほうで埋蔵文化財の遺跡地図というのがございまして、そちらにプロットされているものがございます。おっしゃるとおり、浦戸の場合ですと、護岸等々に貝塚ですとか、そういったものの埋蔵文化財が包蔵されているというような記録となっております。

試掘の内容とか、今後の例えば開発について、どのような調査手法になるのかというようなご質問だったかと思いますが、ものによりましてかなり違ってくるかと思いますが、一般的には試掘というのは、例えば軽微なものですと、その遺跡地図に載っている包蔵地、その一帯をスコップ掘りするですとか、それからあと重機でもって若干掘り下げてみるのか、そういったことをさせていただいて、そこに例えば今回のような製塩土器片ですとか貝殻層ですとか、そういったものが見つかった場合に、次に続いての予備調査ということで、もう少し範囲を広げての調査ということになるかと思いますが。その上で、その予備調査でもって、もしそれ以上のものが可能性があるとか、あと貝層が見つかったですとか、そういった

ことになれば、いよいよ本調査というふうな段階でもって調査が行われるというふうに理解してございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。県の地図のほうにプロット化されているというような、初めて知りました。わかりました。1つわかりました。

それから、隣の学校の敷地内の樹木伐採ですが、私もきのう玉川中学校のこの近辺のところ行ったり、学校内、学校のところを見させていただいたんですけども、学校側の受けとめは、何か体育館の後ろ側の上のほうなのかなんて言っていましたが、21本というのは、例えば隣接している民家のところなのか、あるいは上のほうなのか、ちょっとその状況だけ確認させていただければなと思います。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 玉川中学校の伐採予定区域でございます。

主に、今回重点的に専門業者をお願いしたのは民家に隣接している部分で、樹木が少し民家のほうに傾いている樹木なんかもございまして、それを中心に見ていただきました。

なお、樹木の中には、今伊勢委員おっしゃられたように学校側から見ても、やはり倒木の危険性のある木がございまして、そこも何本か伐採予定、お願いしているというような状況でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 よろしく申し上げます。先ほど、鎌田委員の回答の中で、来年度以降も予定をしたいという旨のご回答がございましたが、そうするとこういう、これは今回に限っては3校ですが、そうすると市内の各校についても、どの辺までその調査がされているのか、いやいや、これからですよというんだったら、それでも構わないんですけども、そこら辺の次年度以降に向けての対応方について、お知らせいただければありがたいなと思います。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回の対応につきましては、初日にいろいろご報告しておるところでございますが、今後につきましてはの話でございました。

まず、日常的な目視点検を行っていただくというようなところで、この中で木の伐採など規

模の大きい作業については、学校用務員の共同作業で実施してまいりたいというように行っております。そして、さらに年に1回程度、これは全学校敷地内を専門の業者によって調査をしていただきまして、倒木のおそれのある樹木を選定していただきたいというように思っております。今回につきましても全校調査しておりますので、なおあわせて報告させていただきます。それで、特定された樹木につきましては、これもいろいろ説明されておりますように、学校用務員の共同作業によって対応できる分についてはすぐに対応していきたいと思っておりますし、あとやはり専門の事業者をお願いしていかなくてはいけない部分については専門の事業者へ伐採を委託していきたいというのを、これを毎年続けてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、教育委員会のほうではそういう状況は全て手の上に持っていて、それぞれ年次計画といいますか、そういう形で進めるということで捉えてよろしいわけですね。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 一応、そのような形で対応させていただきたいと思っております。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 いろいろ諸般の報告の中でも質疑もありましたし、市民の皆さんの安全も含めて大事な課題になっているのかなと思いますので、ひとつそれはよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、税の関係で、資料ページ36ページですか、5番のところだけちょっと確認をさせていただきたいと思っております。それで、猶予が、ある意味、納税者の申請による徴収だとか3つぐらい説明がございましたが、そこでちょっとお聞きしたいのは、例えばこういう現行制度でこういう猶予を申請した方というのは、今まであったのかなかったのか、その辺だけまず最初、先に確認させていただきたいと思っております。

○志子田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 これまで、こういった申請があったのかどうかということですが、特に今まではございませんでした。理由としましては、こういった制度を申請するとき、かなり書類等、手間がかかるといった部分もありまして、なかなか申請しづらいといっ

た部分がありました。

ただ、同じ内容としましては、その他これまでも議会でもお答えしてきたところなんですが、その猶予と準ずるような形で納付誓約といった形でいただいています、そこで納めていただくといった形に取り扱っております。

以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 かなりの書類の手間暇がかかると、なかったということのようですから、それはそれでそのとおりなんでしょうね。わかりました。窓口対応について、こういうふうな形で進められていくので、今後こういう猶予制度が設けられましたよというのは、何らかの形で市民の皆さん、納税者の皆さんにお知らせする機会というのは、どのように進めようとしているのかを確認させてください。

○志子田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 市民への周知といった部分でございますが、今後も分割納付など納税相談を行う際、こういった徴収猶予の制度、換価猶予の制度など、該当すると考えられる場合におきましては、その制度について説明する案とともに、猶予制度、この改正された内容については、例えば市のホームページ等を利用しながら、納税者への周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

市の広報などでのお知らせなんかは、するんでしょうか。ホームページはホームページでよろしいんですが、あるいは納税する方々のその窓口の対応というのは、それはそれとして、そういうふうな広報等の活用は、お考えになっていますか。

○志子田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 その内容につきましても、改正された場合は検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつよろしく周知のほど、よろしくお願いをします。

あと、議案第85号と第86号にかかわって、総括質疑でも行われましたし、詳しくはもう既にある程度の回答が出ているので、詳しくは言わないことにしますが、ただ一言だけ、要するに市のほう、前の議会、9月議会でしたかね、出たときの際にも別回線ですよと、あるいはセキュリティ上も、ある意味その保障はしているということは言っていたので、総括質疑でもそういうふうに触れていましたから、これ以上のことは申しませんが、ただ今後考えた場合、どうも聞くところによると、平成28年ごろにいろいろと法改正も政府は考えていて、今後民間にもこの番号制度について進めていくような、そういう民間業者の検討もというふうにしているような、政府のさまざまな検討がされているようですが、そうすると、これはこれで公的な機関、つまり市のところでは守っていますよというものの、やはりどうしても私たちとしては、情報の漏えいがどこかで出てくるのではないかというようなおそれも持つわけなんです。国の制度ですから、これは自治体としてやらざるを得ないということはあるんだと思うんですが、その辺の今後の、いわば今年度、新年度、それから今後の政府自身が例えば成長戦略の日本再興戦略の中でも、そういうふうなことも含めているいろいろ考えているようですけれども、その辺も含めた今後の政府対応については、どの辺まで情報をつかんでいращやるんでしょうか。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 伊勢委員からご質問いただいた今後については、国の国会でしっかりこれから審議をされて、やっぱり国民のためのという制度に私はしていただけるものと思っておりますので、まずは我々は今回決められました85号、86号を、繰り返しますが、セキュリティ等に万全を期しながら、まずはしっかりと運用をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつ万全を期してはいただきたいと思えます。

ただ、私ども国会の中でも一人一人の避けられないリスクがありますよと、やっぱり100%の情報漏えいを防ぐシステムは不可能だとか、あるいは盗み取る人もいると、あるいは情報が流通売買されるとか、さまざま国会レベルでの議論はあって、我がほうの日本共産党の国会議員団の見解としては、出されたときにそういうことも指摘していますので、それらも含めて今後考え得るその情報のリスク性という問題については懸念を持っていますので、その辺は一応指摘をしておいて、議案に対してはちょっと私、それを踏まえた賛同はしかねると

いうことだけ表明しておいて、あとはそれで終わりたいと思います。

○志子田委員長 ほかにご発言ありませんか。小野委員。

○小野委員 では、私のほうからも質問させていただきます。

では、今ありました資料No.5の8ページ、9ページの議案第85号と第86号ということで、塩竈市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例ということでもありますけれども、これは条例の件ですけれども、この制度は今伊勢委員のほうからもいろいろありましたけれども、スムーズな行政手続など市民の利便性の向上など、そういった点からの、今市長が国民のための制度というような話もありましたけれども、そういったことで進められてきているんですけれども、まず最初の段階では本当にスムーズに市民、国民の皆様はこの通知をしていくということであって、来年の1月1日から個人カード、マイナンバー制度が進められると、始まるということなんですけれども、この制度の周知徹底とか、あと一番は番号の通知が確実に届くことが1点と、あとは番号が漏れなく市民の方に届けられるということが、まずは必要となってくるんですけれども、前回もお話ししましたけれども、最終的に役所のほうに戻ってきているという、そういう数の部分はどのような状況なんでしょうか。お聞きをいたします。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 先日、おととい、一昨日に総括質疑の中でご説明申し上げたんですが、具体的な数字を申し上げますと、12月4日時点の県への報告の数値をお知らせいたします。

うちのほうの世帯数2万3,282世帯に対して発送いたしまして、その時点で戻ってきているのが1,861世帯でございます。そういった形の中で配付しております。

ただ、その1,861世帯も既に325世帯発送しておりますので、そういった形で現在、状況は進んでおるところでございます。

以上です。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。周知徹底の部分では、今月号の広報にも詳しく載せていただきまして、本当にありがとうございます。それで、その中で、これ戻ってきました、それで、そこでも市では、3カ月ぐらいの分を保管するという形にはなってきていると私も聞いていますけれども、その次の段階ではどうなるわけですか。これ、もしそこまで来ても、市民のほう

から問い合わせなかった場合は通知がきちっと、市民にきちっと通知されるという手段というか、そういったものは考えというか、段階はあるんでしょうか。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今委員おっしゃるとおり、3カ月ほど過ぎました場合は、市のほうで廃棄しても構わないというふうな通達が出ております。これは1つの、いわゆるセキュリティの一環ということも考えておりますし、そういった面については我々も国の制度にのっとった対応をしたいというふうに思っています。

ただ、3カ月間につきましては、今日曜日の一部を開設して通知カードを配付しているという作業もしておりますし、今後また来年度以降そういった部分も検討しながら、ぜひ一人でも多くに、3カ月間通知に努めたいというふうに思っております。

ただ、先ほど今後、3カ月廃棄後にはどうするんだというふうな話になりますが、実際今度もし3カ月廃棄後に交付を依頼された場合、再交付ということで9月議会で議決いただきました手数料条例500円が適用されますので、申請された場合には、むしろ個人番号カード、これについては初回配付の場合はゼロですので、むしろ通知カードよりも、通知カードはあくまで個人番号を通知するためのカードでありますので、いずれは個人番号カードの交付ということをお勧めしていきたいというふうにして、市民の負担を減らすようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 そうすると、自分の通知番号を知らない方も出てくるということですか。その点、お聞きします。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 通知番号については、実は住民票のほうに希望すれば通知カードも印字できるというシステムになっております。そういった形、もし万が一通知番号がわからない場合は、住民票等の交付等を勧めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 それでは、通知が行かなかった人に対しては、その市民の方が何かの事務等で、そういったときに、そこで教えるという感じなんですか。だって、今後の事務で通知番号とい

うのは必要になってくるわけですよ。それを市民の方がわからないという部分になると、どうなるんですか。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今後と、3カ月まではその通知カードは保管しておりますので、当然通知カードはお渡しできるんですが、廃棄した後につきましては、個人番号カードというのは、基本的に我々も業務上以外見ることはできない形ですので、そういった住民票等に記載されていることを伝えまして、ちょっとお金は若干かかるんですが、取っていただく形になると思います。（「新たにつくるのかどうかだよな」「はい、どうぞ」の声あり）

失礼しました。個人番号カードの取得で、マイナンバーを知ることができるということもございますので、個人番号カード、マイナンバーを申請していただければ、個人番号のことは知ることができる形になります。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。では、あとこれ以降は窓口に行ってお聞きしたいと思います。

それで、第86号のこの個人番号カード利用条例で、要するに下の証明書自動交付機、これというのは、カードをつくって利用するというのはわかるんですけども、個人が手動で個人番号をパパッと入れて使うということとはできないようになっているんですよ、これね。カードだけということですよ。自分で番号わかっていて、番号を手動で入れてというのはないことですよ。

○志子田委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 恐れ入ります、委員長、実はここに個人番号カードのちょっと形をつくりましたので、それちょっと示しながらご説明させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○志子田委員長 では、お願いします。では、見えるところまで。こっちのマイク使ってもいいですよ。（「いや、手続きがちょっと本当にややこしいんだよね」の声あり）それでは、お願いします。

○伊藤市民総務部市民安全課長 大変申しわけございません。皆様方、向かって右側の個人番号カードというのが、1月以降交付されるカードでございます。あくまで個人番号カードをもとに、この黒い帯の部分、ここに先ほど言いました条例で必要な手続を施す、いわゆる番号

づけをすることによって使えるという形になりますので、これがないと自動交付機では利用できないという形になっております。

以上です。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ちょっと皆さんが誤解されているのは、この個人番号カードも、それぞれの家に自動的に送り届けられるということを思っておられる方がいるようなんですが、違うんです。そここのところ説明したら。そこがわからないと。

○志子田委員長 伊藤安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 失礼しました。では、もう一度説明させていただきたいと思います。

今現在お配りしているのが、この通知カードというものでございます。この中に、申請書というものが入っているかと思えます。これを希望者が申請することによって、1月以降に初めて身分証明書となるこういうカードが発行されます。その申請書には、写真とかそういった部分も必要となっております。発行されるときには、実際これについては基本的に本人がJ-LIS、「機構」というところに送付いたしますと、このカード自体は塩竈市のほうに送られてきます。送られてきたことに基づきまして、これをお渡しする形になりますが、そのときに利用者の利用する内容によりまして、暗証番号を設定していただくという形になって初めてお渡しするという形になります。その場合、暗証番号については、いわゆるマイナンバー制度上の暗証番号のほかに、先ほど言った自動交付機で使える暗証番号も希望によって設定する形になりますので、そういった形の中で活用ができるようになるという形でございます。

以上ですが、よろしい……。 （「だから、このカードは取りに来てもらわなければならないですよね」「そうですね、窓口ね」「市役所、そのときに、ここに申請した書類の証明書が、証明書というか、通知書を持ってこないと、きょうこれから自分の免許証なり、そういったものを持ってきていただかないと、これはお渡しできないということなので、ここのときはどうしても市役所に足を運んでいただかなければならないということですが、先ほどから言われているセキュリティーの関係で、必ずその方に直接お渡しするという手続を確認させていただくために、そういった手間暇を市民の方々にお願いしなければならないということなので、何か市民の方々の中には、この番号カードも送られてくるんだというふうに思ってお

られる方々がかなりおられるようなので、今後もさまざまな機会にPRをしてまいりたいということですよ」の声あり)

○志子田委員長 では……、もういいですか。小野委員やっているから。（「終わってからいいです」の声あり）小野委員。（「では、ついでにこの部分も……」の声あり）では次にしていいですか。では、鎌田委員。

○鎌田委員 その申請も何回か必要なんですか。それとも、その受け渡しの窓口で暗証番号を言って、そこで設定してもらうのか。それと、もう一つQRコードみたいなやつが……、（「マイクでお願いします」「マイク、マイク」の声あり）QRコードから。これ、QRコードで、どういうふうなやつが出てくる予定なのか、そこも2点。

○志子田委員長 では、伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 原則として、暗証番号については先ほど市長が申したように、うちのほうで受け取りに来ていただいた段階で、機械がございますので、我々の見えないところで本人だけが見えるような形で、その段階で暗証番号を登録していただくという形になります。（「登録したやつが、これに入るといことですか」の声あり）そうです。（「暗証番号が入るといこと」の声あり）そうです。登録する機械がうちのほうにありますので、それで登録した上で配付するというふうな形になります。あくまで、このQRコードについては、このいわゆるマイナンバーで使うのは、このICチップでございますので、その部分と連動している部分でございます。（「QRコードは、では要らないの」「QRには何が入っているのといこと……」の声あり）このICチップには……、（「QRコードで何が見れるのと、どういう情報が……」の声あり）済みません、それちょっと確認させてください、済みません。（「では、いいです」の声あり）

○志子田委員長 いいですか、小野委員に戻して。（「はい」の声あり）では、小野委員。

○小野委員 かえって複雑になると思うんですが、この点、何か結構簡単なようで複雑性を持っていますので、その点、今後よろしく願います。これで、この点は終わりたいと思います。

それで、次に資料No.5の36ページですけれども、塩竈市条例等の一部改正で、猶予制度ということでもありますけれども、これ納税者の悪質な方の場合、県のほうに依頼する……、何機構でしたっけ。（「回収」の声あり）ああ、「回収機構」ありますよね。そこに行った段階では、もうこれは使えないといことでもいいんでしょうか。

○志子田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 基本的には、私たちのほうでこのような納税猶予の制度等の該当する方につきましてはご説明しますが、多分機構に行く方につきましては、こういったことに該当しない方がほとんどではないかというふうに考えております。

また、もし必要ということであれば、例えば県のほう、あるいはうちのほうで、該当するということであれば、それなりに対応していきたいというふうに考えております。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。たまたま私も、その「回収機構」の方とかとバッティングしたときがあるんですけども、結構本当にすごいなということを感じる部分があって、テレビ等でも見たりなんかするんですけども、ただその当事者の方というか、本人の内容を聞くと、もっとちょっと市の行政のほうで、もっと違った形で指導されればいいのかという点も思うときもあるんですけども、一応会社に勤めていても国民健康保険対応の人とかが、こういった状況になってくると思うんですけども、やっぱり莫大な金額になる前に、きちんと会社等にも、ちゃんとこういう状況なんですよということを伝えてほしいんですよね。聞くと、やっぱり個人情報の点があるので、なかなかそこはというのはわかるんですけども、最終的には会社のほうにも通知する状況もあるんですよね。ですので、その辺は莫大になる前に、きちんとやっぱり何ぼ納税で延滞するといっても、すぐ納められる金額等もあると思うので、その辺もきちっとちょっと考えていただきたいなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○志子田委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 私たちとしましても、やはり納税者の方、金額、未納額が多くなる前に納めていただくように納税指導をしているところではございますけれども、私たちのやり方、やり方というか、納税指導の仕方としては、やはり高額になる前ということなので、なるべく高額の前からピックアップしながら、そういうふうにならないように注意して納税指導をしているところでございます。今後もそういうような、ならないような形で納税相談、あるいは呼び出し等をやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 それでは、よろしく願いします。私たちもびっくりするような、ここまで持って

くるのかという部分もあるので、その辺もきちっとちょっと対応方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして55ページでしょうか、選挙システム等の改修について、これ選挙権の分で18歳に引き下げられるということでのことでもありますけれども、これはこれでいいんですけれども、関連して、この選挙の情報伝達ということで、障がい者の方とか、そういったところで、きょう視覚障がい者等のことありますけれども、そういった方からきちんとどういった、広報が出るとか、どういったことでやるとか、そういったことはラジオ等、塩竈はラジオとかもあるので、そういったところでも、そんなに長時間ではなくて、基本的なところだけでもいいから、ちょっと広報車とか、どういったということがちょっと知りたいんだということがあるんですけれども、そういったところきちっと、このシステム等の改修も、これは必要なことなんですけれども、そういった点もちょっと今後進めていただきたいなと思ひますけれども、個別にはちょっとお話ししましたけれども、委員会でもちょっとお話をさせていただきたいなと思ひていました。よろしくお願ひします。

○志子田委員長 鈴木選挙管理委員会事務局長。

○鈴木市民総務部危機管理監兼選挙管理委員会事務局長 以前にお話をいただいていた経過もございまして、私どものほうでも検討はさせていただいておりました。

塩竈市長選挙、市議会議員選挙の場合の選挙公報に係る視覚障がい者の方々への伝達ということでございまして、検討はさせていただいたんですが、何分にも選挙公報自体は立候補された方の中身をそのまま全て印刷するというのがスタイルになってございまして、それをピックアップして、この部分だけをお伝えするということは、なかなかできない状況にございまして。

また、1件当たり例えば3分、4分程度にまとめたとしても、今回の場合、26人ほど該当される方がございましたので、それだけでももう1時間半以上のものになってしまうということでございまして、例えばラジオでそういったものを放送するという時間帯、なかなか難しいことがございました。

また、CD、テープ等に落とされるにしても、かなりの労力と、またお聞きになる方のほうの時間もかなりかかってしまうということで、今回は断念させていただくことにいたしました。

次回は、例えば選挙公報を視覚障がい者の方々への部分を別に提出していただくなり、そう

いったことで短縮をして、アピールをさせていただくというような文書を出していただいたりするとか、なるべくお伝えできるような形に変更させていただきたいということは、検討させていただいてございました。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。そんな3分とかではなくて、何かこの点しっかりそういう要望上がっているということを聞いていただいて、法律上、条例とかいろいろな部分あるのかなと思いますけれども、しっかりその辺聞いてもらって、何もかにもではなくて、候補者名だけでもというようなこともあったり、何かそんなそんな、どういう方がどういう感じで出ているかぐらいのあれなのではないでしょうか。その辺はわからないですけれども、しっかり今後検討のほうお願いをしておきます。

それでは、次に行かせていただきます。同じ資料の60ページの学校敷地内の樹木伐採についてということでありますけれども、先ほども伊勢委員のほうからもございましたけれども、これ全校点検をした上で、今回はこの3校ということでお話ありましたけれども、これは用務員の方が点検しているんですか。こういったところもきちっと専門の人に、きちっと点検していただいた上でのことだったらわかるんですけれども、その点どうお考えなんですか。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 済みませんでした、説明不足で。今回につきましては、まず学校のほうからそういった形で危険倒木というような形で、ちょっと上げていただきました。それをもとに専門の業者に、これは全校にわたって一応調査して、今回の伐倒予定木というような形になっております。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。では、ほかの校は次に回しても大丈夫だという、そういう判断のもとで、今回3校ということによろしいのでしょうか。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 当面、すぐに倒木することはないだろうというようなことで、一応専門業者の判定をいただいております。

ただ、また来年もう一度このような調査を行いながら、いろいろ状況が変わってくる部分もありますので、年に一遍そのような点検を行いながら、危険防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。これはお願いなんですけれども、今回は敷地内ということで点検していただいたということなんですけれども、やっぱり通学路という部分で、公有地等の問題等もあるんでしょうけれども、そういったところの考え、実は浦戸なんですけれども、浦戸は今一貫校で野々島やっておりますけれども、その船着き場に通学と行く段階で、松の木とかが自然と落下して、下に落ちているというか、野放しになっている状況が見られているんですね。ですので、その点もしっかり早く対策してほしい、子供がけがしたら大変だという、そういったところがあるわけなんですけれども、そういったところは教育委員会のほうでは把握は、なされておりますか。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 浦戸につきましても、浦戸のお話、出されました。浦戸につきましても、今回点検させていただきまして、やはり倒木の危険のある木というのがほとんど松くい虫による被害木というようなところで、学校敷地内につきましても、担当課である水産振興課さんのほうにお願いしまして、伐倒駆除、完了しておる状況でございます。

また、通学路につきましても今委員のほうからお話が出たように、教育委員会としてさらにその伐倒を今お願いしておる状況でございます。

なお、学校としまして児童生徒には通学下校中、今ちょっとご指摘あったような危険な木には近づかないように指導徹底をしておるところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 そうだね、近づかないようにはいいですけれども、何かあったときに、やっぱり人ですから、そういったところも、そうなったときはもう遅いものですから、ですからその辺もしっかりやっていかないと、通学路点検ということでやっているの、そういったところは国のほうからも補助というか、そういったお金出るかどうかわからないですけれども、そ

ういったところに関連して使えるのかとか、いろいろな、これは何に使えるかということで調べれば、やっぱり市の財源でなくてもできるところもあると思いますので、その点もこういった敷地内、または敷地外、通学路、そういったところもしっかりとやっていただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、最後にですけれども、資料No.3の4ページで、債務負担行為でマイクロバス管理業務委託ということでもありますけれども、聞くところによると、今までは財政課の職員の方がやっていて、本当に、本当の仕事の半分以上の日数をとられてしまうということで、かなり多い運行の数なんだなということで思っておりましたけれども、こういった催し物とか、議員の全員協議会とか、いろいろそういうような点もあると思いますけれども、こういったものがあるのか、その点ちょっと詳しく教えていただければなと思います。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、前段その運行状況なんですけれども、26年度の運行状況をちょっと調べてみました。そうしたら、バス2台で合わせて160回分ぐらいの運行、年間の労働日数がおよそ240日ちょっとぐらいですので、半分以上がバス運行になっているというような現状が1つございます。

こういったところでのバスの利用が主なのかということなんですけれども、年間通して満遍なくあるんですけれども、主に多いのはやはり夏、秋、冬関係、市の行事で例えば、個別の事業はあれですけれども、例えば学校の生徒を保健センターに連れていくとか、あとはどこかの場所に移動して研修をするとか、そういったものがまず1つございますし、あとは町内会等のやはり研修等で、市内もございますけれども、例えば県内とかそういったところでの移動研修会、視察研修、こういったものも件数として結構多ございます。こういったところでの利用件数というのがかなり、特にほぼ秋ですと、ほぼ毎日運行しているような状況でございました。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。ありがとうございます。これ、28年は業者に委託をするということなんですけれども、業者が決まって、業者のほうでもドライバーさんの飲酒の部類とか健康状態とか、いろいろな部分できちっとやった上で、こちらにドライバーとして携わせると思うんですけれども、そういったところ、市としてもきちんとその点、飲酒のところとか健

康状態とか、そういったところの確認、点検というか、そういったところ、今までもやってきたんでしょけれども、その点しっかりやってもらった上で、きちっと進めていただきたいと思いますけれども、この点をお聞きして私からの質問を終わりたいと思います。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

まず、もちろん飲酒運転は言語道断でございまして、かつ市民の方等を乗せて運行するものですから、当然そういったものは厳密にやっていかなければいけないと考えております。業者等とその委託契約を結ぶに当たっては、もちろん例えば朝に運転手のそういった前日飲み過ぎてどうだとか、要はアルコール濃度とかといった、そういった検査というのはやはり項目として、やっぱり入れるべきかなというふうに考えております。そういったことから、きちんと安全管理を徹底していただくようなものを条件とした上での契約という形で、させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○志子田委員長 ほかにご意見、ご発言。伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっと今のところで付随して、聞くところは小野さん大体聞いたんですが、諸般の報告で、要するに山本議員のほうから、職員、非常勤の方の関係の交通安全対策といいますが、そういうものについての質疑がございました。そうすると、この今回その委託、2名分ですか、運転という委託のようではございますけれども、そういうことも含めて、委託ですからちょっと非常勤とはまた違う、切り離されて、その業者さんと。

しかし、市民の受けとめは、市の職員の人がこれ運転しているんでしょうねということにはなるので、そこら辺も含めて、やはりこれまで何度も諸般で言われている限りは当然あるので、そういうものも含めた対応方になるのかどうか。仮に事故という場合、対処、諸般みたいな形になると困るので、その辺の対応方についてはどうなのかなとちょっと思ったものですから。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 委託内容で今考えているのが、バスはまず市の持ち物、そのバスを管理していただくというような形での委託をしようと思っております。これ要は、偽装請負等の問題がございますので、バス自体を管理していただいて、それをあと運転もしていただくというような形になるかと思っております。

もちろんお話に出ましたとおり、その運転手も市民から見れば当然役所側のバスですから、そういったところでの厳しい当然見方というのはされるかと思えます。そういったことも含めて、先ほどの答弁と重なりますけれども、安全運転、安全管理に関してはきちんと業者さんのほうにはお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 よろしくお願いをしたいと思います。

あと、選挙管理委員会の関係だけでちょっと確認をさせていただきたいと思えます。ページ数でいうと55ページのところで、ちょっと確認をさせてください。18歳年齢から今度、選挙できますよという7月の参議院選挙の段階からね。今現在、大体18歳の年齢に該当する有権者対象数というのは、推定でいいんですが、どのぐらいいらっしゃるのかなと思っていたものですから、ちょっと確認させてください。

○志子田委員長 鈴木選挙管理委員会事務局長。

○鈴木市民総務部危機管理監兼選挙管理委員会事務局長 直近の人口統計のほうでございますと、新たに18歳、19歳の2階層が出てまいりますけれども、合わせまして1,050人ほどになるようでございます。なお、全国的には240万人というふうに言われております。

以上です。（「わかりました」の声あり）

○志子田委員長 ほかにご発言ありませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 学校の伐採なんですけれども、ちょっとしつこいんですけれども、第二小学校の場合は、私もこのすぐ前に住んでいたもので、あの松の景色が、いわゆる第二小学校だなという特徴だなというふうに思うんですが、町内会の人には、こういった伐採するんだよという説明とかはやられているのかどうか、いわゆる意見を聞くとか、その辺ちょっと私としては何か、あの辺の多分大きいやつみんな、何本でしたっけ、9本ですか、みんな倒してしまうんだらうなという思いがあるんですが、町内会とか、そういった説明とかはやられているのかどうか、ちょっとお聞きして終わりたいと思えます。

○志子田委員長 渡辺教育総務課長。

○渡辺教育委員会教育部次長兼教育総務課長 近くの方々にはいろいろご説明、近隣する方にはご説明させていただきながら、そういった危険木の話なんかをさせていただいておりますが、まだ町内会全般にわたるお話はしておらない状況でございます。今後、伐採に向けましては、

当然大きな伐採になるところもございますので、そういった町内会の皆さんにご説明しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○志子田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 伐採する木は枯れかかっている木ということで、例えばツタなどが巻いて、まさに倒れるおそれのあるという木であって、今青々とある松の木を根こそぎ切るということではございませんので、そのところご理解いただきたいと思います。

○志子田委員長 では、いいですか、選定のことなど聞かなくて。（「大丈夫です」の声あり）いいですか。ほかにご発言はありませんか。伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 先ほどは済みませんでした。

鎌田委員から、QRコードは何かというふうなご質問ありました。これについては、12桁の個人番号をQRコード化しているものでございます。

以上です。

○志子田委員長 いいですか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後0時06分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第84号、第87号、第88号、第90号、第93号ないし第95号、第97号について採決いたします。

議案第84号、第87号、第88号、第90号、第93号ないし第95号、第97号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第84号、第87号、第88号、第90号、第93号

ないし95号、第97号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号及び第86号について採決いたします。

議案第85号及び第86号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手多数であります。よって、議案第85号、第86号は、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

午後0時08分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 志子田 吉 晃